

七ヶ浜町放課後児童クラブ

使用案内

<目次>

1	放課後児童クラブとは・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
2	開設日及び開設時間(厳守)・・・・・・・・	P1
3	使用要件・・・・・・・・	P1
4	使用期間・・・・・・・・	P2
5	使用料・・・・・・・・	P2
6	使用申請について・・・・・・・・	P2
7	使用申請に関する書類・・・・・・・・	P3
8	使用中止または内容変更に関する書類・・・・・・・・	P3

使用申請にあたって、よく読んでください。

[放課後児童クラブに関するお問い合わせ先]
〒985-8577
宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1
七ヶ浜町子ども未来課 Tel022-357-7454

1 放課後児童クラブとは

七ヶ浜町の放課後児童クラブは、就労等により放課後等に保護者が家庭にいない小学生の児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的として実施しています。

[放課後児童クラブ一覧]

児童保育館名	所在地	小学校名
はまぎく放課後児童クラブ	汐見台三丁目1番地の3	汐見小学校
さくら放課後児童クラブ	代ヶ崎浜字細田54番地の1	亦楽小学校
まつかぜ放課後児童クラブ	松ヶ浜字神明裏70番地の1	松ヶ浜小学校

2 開設日及び開設時間(厳守)

[平日] 授業終了～18時30分

[学校休業日] 8時～18時30分

※日曜、祝日、盆(8月14日～8月16日)、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

3 使用要件

放課後児童クラブ使用の際は、以下の要件を満たす必要があります。

1. 次の児童が対象となります。

- ① 七ヶ浜町内の小学校に在学する児童
- ② 七ヶ浜町内の小学1年生から6年生までの児童

ただし、以下の基準を満たし、集団生活を送れる児童であること。

- ① 食事や排泄など身辺自立ができている児童
- ② 意思疎通が図られる児童
- ③ 危険な行動の予防又は制御が可能である児童
- ④ 放課後児童クラブの使用決定中に医療行為を必要としない児童

2. 保護者(18歳以上60歳未満の同居親族等を含む)が次のいずれかの事由に該当し、児童が家庭において適切な保護が受けられないと認められる必要があります。

- ① 就労のため、放課後等に家庭にいないこと
- ② 出産予定日前8週間に当たる日から出産日後8週間に当たる日までの間であること
- ③ 疾病又は負傷の状態にあるか障害があること
- ④ 疾病又は負傷の状態にあるか障害がある親族等を常時介護していること
- ⑤ 求職活動中であること
- ⑥ 大学や専門学校及び職業訓練校等へ通学中であること
- ⑦ その他

※現在も放課後児童クラブを使用している方で使用料等の滞納がある場合は申請受付ができません。使用料を納めた上で申請書のご提出をお願いいたします。

4 使用期間

放課後児童クラブの使用期間は、使用決定日から当該年度末(3月31日)までですが、次に該当する場合、使用期間が異なります。

保護者の要件	放課後児童クラブ使用期間
就労の場合	使用決定日から就労の終了日まで
産前産後期間中の場合	出産(予定)日の前後8週間
疾病・負傷の場合	使用決定日から診断書に記載のある期間※1
親族等の介護の場合	使用決定日から診断書に記載のある期間※1
求職活動中の入館決定	使用決定日から最大2か月間
大学等に在籍中の場合	使用決定日から大学等の在籍中の期間

※1 1か月以上の入院、療養及び介護が必要と診断された場合

※2 いずれも、使用期間の決定日の属する月から月単位の使用となります。

5 使用料

放課後児童クラブの使用料は、使用に係る費用であることから、使用実績等に関わらず、放課後児童クラブ使用決定通知書の使用決定の期間に基づき算定します。

[使用料] 月額2,500円(児童1人あたり)※日割り計算は行いません。

[取扱金融機関] 七十七銀行、杜の都信用金庫、仙台農業協同組合、ゆうちょ銀行、宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所、七ヶ浜町会計課

※使用料の納入については、口座振替を行っております。毎月末日(末日が休日・祝日の場合は翌営業日)に、指定の口座から放課後児童クラブ使用料が引き落とされるようになります。

※月の途中において使用開始、使用中止した場合はその月の使用料が発生します。

※納入された使用料は、原則、返還しません。

※使用料とは別に、放課後児童クラブ保護者会費等(おやつ代など)実費分をご負担いただきます。

6 令和5年度当初使用申請受付等について

関係書類の配布や申請受付については、下記のとおりです。

1. 期間 令和4年11月1日(火)から12月9日(金)まで(土、日、祝日を除く)
2. 時間 午前9時～午後5時まで
3. 場所 七ヶ浜町子ども未来課(七ヶ浜町役場1階)

※申請多数の場合、使用をお待ちいただく場合があります。

7 使用申請に関する書類

使用申請に関する書類は、令和5年4月1日現在の状況を記載してください。

また、書類に不備がある場合、受付できませんのでご確認の上、ご提出ください。

[共通]

☐放課後児童クラブ使用申請書

☐放課後児童クラブ使用調査票

[要件別]

必要に応じて下記以外の書類もご提出いただく場合があります。

保護者の要件	必要書類
就労の場合	勤務(内定)証明書
産前産後期間中の場合	母子健康手帳の写し等
疾病・負傷の場合	医療機関の診断書の写し等
親族等の介護の場合	医療機関の診断書の写し等
求職活動中の入館決定	当該事項が確認できる書類
大学等に在籍中の場合	在学証明書の写し等
アレルギーをお持ちの場合	生活管理指導表の写し、または診断書の写し

8 使用中止または内容変更に関する書類

申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、下記の書類をご提出ください。

該当事由	必要書類
使用中止する場合	放課後児童クラブ使用中止届 ※1、※2
勤務先の変更	勤務(内定)証明書 ※3
家族構成の変更	放課後児童クラブ現況変更届
緊急連絡先の変更	放課後児童クラブ現況変更届
住所の変更	放課後児童クラブ現況変更届
その他	放課後児童クラブ現況変更届 ※2

※1 原則として使用中止する日の10日前までにご提出ください。

※2 いずれも、届出がない場合の使用料は、「5 使用料」のとおり月単位で使用料が発生します。ご注意ください。

※3 緊急時の連絡に使用させていただきますので、変更があった際は遅滞無くご提出いただきますようお願いいたします。